

岡北土農第 122 号
令和3年 6月 17日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和3年1, 2月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和3年1,2月実施分）

北区役所土木農林分室

【指摘事項】

1 収入事務について

令和2年11月30日現在、工事請負代金精算金において、滞納繰越分の収入未済額が113万円余（収納率0%）認められました。

この収入未済については、前回（平成29年9,10月）の定期監査においても解消に向けた取り組みを指摘していたところですが、組織としての方針も定まらないまま、具体的な解決に至っていないことは、誠に遺憾です。

今後、関係法令を遵守し、関係各課との連携を図りながら、適正な滞納整理手続きと債権管理を徹底のうえ、収入未済の解消に格段の努力をしてください。

【改善措置状況】

1 定期監査の指摘を踏まえ、工事請負代金精算金の収入未済解消に向けて、改めて債務者及び債務者の関係者と滞納整理に向けた話し合いを行い、債務者の資力や現況等の実態調査を行いました。

さらに、これまでの実態調査等を踏まえて、財政課債権対策室や総務法制企画課等の関係各課とも協議を行い、引き続き収入未済の解消に向けて連携を図っていくことを確認したところです。

また、このことは北区長等とも情報共有を図り、さらなる実態調査等を踏まえて、組織としての対応方針を定めて解決につなげていきたいと考えております。

未だに具体的な納付等がない中で、厳しい状況にあります。今後、債務者への納付交渉等を続けるとともに、適宜資力調査等を行い、関係各課からの助言を得ながら、地方自治法や岡山市債権管理条例等の規定に則って、適正な滞納整理手続きと債権管理を行い、収入未済の解消に努めてまいります。

〔参考〕

(一般会計)

(令和3年3月31日現在)

節	細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
土木費雑入	工事請負代金精算金（滞納繰越分）	円 1,132,246	円 0	円 1,132,246	% 0

岡 住 第 5 6 6 号
令 和 3 年 6 月 1 7 日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和3年1, 2月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和3年1，2月実施分）

住 宅 課

指摘事項

収入事務について

令和2年11月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、公営住宅使用料において1億4,236万円余（収納率6.1%）、公営住宅用地使用料において17万円余（収納率1.9%）、市営住宅敷地内自動車保管場所使用料において411万円余（収納率2.7%）、貸地料において4万円余（収納率0%）、浄化槽共益費収入において50万円余（収納率0%）、損害賠償金において2,721万円余（収納率1.1%）、公営住宅退去修繕費において7,500円（収納率51.6%）認められました。

今後とも、これらの解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分のあるものについては、滞納繰越を生じないように要望します。

改善措置状況

公営住宅使用料等の収入事務については、平成25年度から指定管理者制度を導入し、口座振替の利用推進と早期の納付勧奨を行うとともに、悪質滞納者に対する法的措置を強化して取り組んでおり、令和2年度においては、計14件の法的措置を実施したところです。

なお、指摘事項である滞納繰越分の収入未済額については、ほとんどが退去滞納者に関するものであるため、今後、債権管理条例に基づき、未収金の解消を図ってまいりたいと考えております。そのうち、公営住宅退去修繕費については、分割納付を行っており、令和3年度中に完納見込としております。

また、現年度分については、早期の納付勧奨等により滞納の解消と累積防止に努めてまいります。

令和2年度定期監査時（令和2年11月30日現在 住宅課 調定分）

【滞納繰越分】

（単位：円）

	調定額①	収入済額②	不納欠損額 ③	収入未済額 ①－②－③	収納率 ②/①
公営住宅使用料	151,649,938	9,287,500	0	142,362,438	6.1%
公営住宅用地使用料	173,967	3,284	0	170,683	1.9%
市営住宅敷地内 自動車保管場所使用料	4,231,500	112,600	0	4,118,900	2.7%
貸地料	42,000	0	0	42,000	0%
浄化槽共益費収入	501,455	0	0	501,455	0%
損害賠償金	27,525,027	307,500	0	27,217,527	1.1%
公営住宅退居修繕費	15,500	8,000	0	7,500	51.6%

令和2年度（令和3年3月31日現在 住宅課 調定分）

【滞納繰越分】

（単位：円）

	調定額①	収入済額②	不納欠損額 ③	収入未済額 ①－②－③	収納率 ②/①
公営住宅使用料	151,649,938	12,207,500	11,369,031	128,073,407	8.0%
公営住宅用地使用料	173,967	3,284	0	170,683	1.9%
市営住宅敷地内 自動車保管場所使用料	4,229,500	117,700	0	4,111,800	2.8%
貸地料	42,000	0	0	42,000	0%
浄化槽共益費収入	501,455	4,200	13,000	484,255	0.8%
損害賠償金	27,525,027	454,000	855,000	26,216,027	1.6%
公営住宅退居修繕費	15,500	12,000	0	3,500	77.4%

※市営住宅敷地内自動車保管場所使用料については、調定誤りが判明したため、令和3年3月31日に調定額から2,000円を差し引いています。

令和3年6月11日

監査委員講評（令和3年1，2月実施財政援助団体
監査に伴う所管課監査）に対する改善措置状況

岡山市監査委員様

消防局消防総務部
消防企画総務課長

令和3年1，2月実施財政援助団体監査に伴う所管課監査において監査委員講評のあったことについて、下記のとおり改善措置を講じましたので、報告します。

記

監査委員講評の内容

岡山市消防団運営交付金の事務処理に際しては、消防局と消防団の事務を明確に区分し、立場の違いを十分認識したうえで、適切な事務の執行を行ってください。また、消防組織法第8条に規定する消防費用の公費負担の原則に基づき、市が負担する費用とそれ以外の費用を区分する基準を定め、当該交付金の適正な執行を確実に確認できるよう改善を行ってください。

改善措置

今回の財政援助団体監査での指摘を受けて、岡山市消防団より、別添のとおり改善に向けて取り組む旨報告がありました。

所管課としても、消防団と事務処理の改善について協議し、消防団からの報告のとおり、交付等の事務処理を改めるとともに、消防組織法第8条に規定する消防費用の公費負担の原則に基づき、別添のとおり当該交付金交付要綱及び同支出要綱について、交際費を削除し、食料費は災害活動時に必要なもののみとするなど、当該交付金の対象を消防に要する費用のうちの消防団活動に要する経費に限定する改正を行いました。

また、所管課である当課においても、消防局と消防団の事務を明確に区分し、立場の違いを十分認識したうえで、消防局として書類の作成や保管を行うなど、適切な事務の執行を行います。

岡山市消防団運営交付金交付要綱新旧対照表

改正後		現行	
<p>○岡山市消防団運営交付金交付要綱 平成13年4月1日 (趣旨) 第1条 略 第9条 附則 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。 附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附則 この要綱は、令和3年6月8日から施行する。 別表(第3条, 第7条関係)</p>		<p>○岡山市消防団運営交付金交付要綱 平成13年4月1日 (趣旨) 第1条 略 第9条 附則 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。 附則 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。 _____ 別表(第3条, 第7条関係)</p>	
費目	内容	費目	内容
1 事務費	事務用品及び切手等の消耗品の購入に要する費用	1 事務費	事務用品及び切手等の消耗品の購入に要する費用
2 設備費	ホース等の操法用資機材, ポット・コンロ等分団機庫の設備で長年にわたり使用できる物品の購入及び分団機庫の小規模な修繕及び備品や設備の維持管理に要する費用	2 設備費	ホース等の____資機材, ポット・コンロ等分団機庫の設備で長年にわたり使用できる物品の購入及び分団機庫の小規模な修繕及び備品や設備の維持管理に要する費用
_____	_____	3 交際費	消防団の組織運営上必要な香典・見舞金等に支出する費用
3 燃料費	_____ガスの使用料金等	4 光熱費	電気・水道・ガスの使用料金等

4 食料費	災害出動時に必要な飲料水及びその活動が長時間にわたる場合の食料に要する費用	5 食料費	会議、訓練又は災害等の出動時に必要な湯茶及びその活動が長時間にわたる場合の食料に要する費用
5 活動費	防火パレード等の予防業務,各種訓練及び災害防ぎよ等の警防業務その他の消防団活動に要する費用	6 活動費	防火パレード等の予防業務,各種訓練及び災害防ぎよ等の警防業務その他の消防団活動に要する費用

岡山市消防団運営交付金支出要綱新旧対照表

改正後	現行
<p>○岡山市消防団運営交付金支出要綱 平成13年4月1日</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 (支出基準)</p> <p>第3条 支出については、次に掲げる費目により支出するものとする。 支出費目</p> <p>(1) 事務費 事務用品、切手及び会議資料等の消耗品購入費用__</p> <p>(2) 設備費 ホース等の<u>操法用</u>資機材、ポット・コンロ等分団機庫の設備で長年にわたり使用できる物品の購入及び分団機庫の小規模な修繕（蛍光灯・窓ガラスの交換等）等、備品や設備の維持管理に要する費用</p> <hr/> <p>(3) 燃料費 <u>ガスの使用料金等</u></p> <p>(4) 食料費 <u>災害出動時に必要な飲料水及び出動が長時間にわたる場合の食料に要する費用</u></p>	<p>○岡山市消防団運営交付金支出要綱 平成13年4月1日</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 (支出基準)</p> <p>第3条 支出については、次に掲げる費目により支出するものとする。 支出費目</p> <p>(1) 事務費 事務用品、切手及び会議資料等の消耗品購入費用。<u>__</u></p> <p>(2) 設備費 ホース等の<u>_____</u>資機材、ポット・コンロ等分団機庫の設備で長年にわたり使用できる物品の購入及び分団機庫の小規模な修繕（蛍光灯・窓ガラスの交換等）等、備品や設備の維持管理に要する費用</p> <p>(3) 交際費 本部、各方面隊又は各分団の組織運営上必要な香典及び見舞金等（支出額については社会通念上認められる範囲とする）。</p> <p>(4) <u>光熱費 電気・水道・ガスの使用料金及び暖房用燃料代。__</u></p> <p>(5) 食料費 <u>会議時、訓練又は災害等の出動時に必要な湯茶及び出動が長時間にわたる場合の食料に要する費用。__</u></p>

(5) 活動費 広報誌発行や防火パレード実施等の予防広報に要する費用，会議及びイベント等開催のための会場使用料及び各種訓練・災害防ぎょその他の消防団活動に要する費用__

附 則

この訓令は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は令和3年6月8日から施行する。

(6) 活動費 広報誌発行や防火パレード実施等の予防広報に要する費用，会議及びイベント等開催のための会場使用料及び各種訓練・災害防ぎょその他の消防団活動に要する費用__

附 則

この訓令は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は平成21年4月1日から施行する。

令和3年6月11日

監査委員講評（令和3年1，2月実施財政援助
団体監査）に対する改善措置状況

消防局消防総務部
消防企画総務課長様

岡山市消防団
団長 岸 宗一

令和3年1，2月実施財政援助団体監査において監査委員講評のあったこと
について、下記のとおり改善措置を講じましたので、報告します。

記

監査委員講評の内容

交付金の申請及び受領手続きについて、申請書類と受領処理に齟齬が生じて
いるうえ、消防団（本部）として、交付決定額の適正な入金を確認できていな
い状況が認められました。

これは、消防局と消防団の事務の区分が不明確となっていることが主な原因
と考えられるため、立場の違いを十分認識したうえで、適切な事務の執行を行
ってください。

改善措置

消防局と協議し、申請書類と受領処理に齟齬が生じないように、これまでの取り
扱いを以下のとおり改めます。

本部は各分団等の過去の実績などを参考にして消防団全体の総額を算出のうえ
交付申請を行います。交付決定後に、改めて正副団長会議で各分団等への配分額
を決定し、その明細を添付して消防局へ提出した請求書に基づいて支払いを受け
ることとします。

また、入金確認については、消防局から交付されることとなった交付状況表に
より、本部が各分団等へ確実に支払いがなされているかを確認することとしまし
た。

今後は、消防局と消防団の立場の違いを十分認識し、消防団として書類の作成
や保管を行うなど、適切な事務の執行を行います。